

相談(2月)

※新型コロナウイルス感染症対策により、各イベント・各施設が中止・休業となる場合があります。

種別	日	時間	場所	問い合わせ
行政相談	1日(月)	午前9時～正午	高梁市コミュニティプラザ	岡山行政監視行政相談センター ☎086(224)1100
	4日(木)		有漢保健センター	
	5日(金)		備中総合センター	
	9日(火)		川上総合学習センター	
	12日(金)		たいこまるプラザ	
なやみごと相談	2日(火)	午前9時～正午	高梁市役所 3階研修室	岡山地方方法務局高梁支局 ☎(22)2318
	5日(金)		備中総合センター	
	9日(火)		川上総合学習センター	
法律相談(要予約)	10日(水)	午後1時～4時	市役所4階会議室2・4	市民課☎(21)0254
司法書士相談	12日(金)	午前10時～正午	市役所4階会議室1	岡山県司法書士会倉敷支部高梁地区 ☎(22)7906
	17日(水)	午後1時～4時	ポルカプラザ(ポルカ1階)	

子どもの健診(2月)

種別	対象(生年月)	日	時間	場所	問い合わせ
乳児健康診査	令和2年5月・10月	10日(水)	午後0時30分～ 1時30分(受付)	市役所2階保健センター	健康づくり課 ☎(21)0228
2歳6カ月児健康診査	平成30年8月～9月	26日(金)		成羽福祉センター	
3歳児健康診査	平成29年7月～8月	17日(水)	市役所2階保健センター		
		26日(金)	成羽福祉センター		

子育て支援・健康相談(2月) ※全て予約が必要です

種別	日	時間	場所	問い合わせ
ゆう・ゆうタイム 「おひなさまを作ろう」	26日(金)	①午前9時30分～10時15分 ②午前10時45分～11時30分 ③午後1時30分～2時15分	子育て支援センター	子育て支援センター “ゆう・ゆうひろば” ☎(22)2450 こども未来課 ☎(21)0288
赤ちゃんタイム	5日(金)	①午前10時～11時 ②午前11時～正午		
家庭相談	4日(木)・25日(木)	午前10時～午後4時	ポルカ2階市民交流センター	成羽地域局 ☎(42)3213
さてらいとひろば“ゆう・ゆう”	3日(水)	午前10時～11時30分	成羽こども園 子育て支援室	
なりわで“ゆう・ゆう”	10日・17日・24日 (全て水曜日)	①午前9時30分～11時30分 ②午後1時～3時	成羽文化センター別館 (旧成羽文化センター)	健康づくり課 ☎(21)0228
ちびっこ広場	18日(木)	午前10時～11時30分 午前10時～10時30分(受付)		
育児相談・プレママ相談	24日(水)	午前10時～11時(受付)	子育て支援センター	備北保健所 ☎(21)2835
離乳食教室※第1子の保護者優先	16日(火)	午後1時30分～2時30分	市役所2階保健センター	
病態栄養相談	4日(木)	午前10時～11時	備北保健所	備北保健所 ☎(21)2836
思春期・ひきこもり相談	19日(金)	午後2時～4時		
精神保健福祉相談	3日(水)	午後2時30分～4時30分		
エイズ・性感染症検査 B・C型肝炎検査 骨髄ドナー検査	9日(火)	午後1時～2時		

無料調停相談会

土地、建物、交通事故や金銭貸借などの問題を、裁判所の調停委員に相談できます。

**日時** 3月5日(金)午後1時30分～3時30分(受け付け)

**場所** ゆめタウン高梁2階文化教室  
岡山県調停協会☎(22)2051

医療・介護

市民公開講座を放送

これからの高梁市を見据えた医療・介護の体制づくりについての市民公開講座を放送します。

放送時間

- ①2月16日(火)午後6時30分～
- ②午後10時30分～
- ③2月17日(水)午後0時30分～
- ④午後4時30分～
- ⑤2月21日(日)午後0時30分～
- ⑥午後6時30分～

放送局 吉備ケーブルテレビ

**内容** 1部：寸劇「あなたを支える在宅医療」/2部：こころの医療たよりの丘ホスピタルと取り組みの紹介・講演(兒玉昌純副院長「家族や身近な人が認知症になったらどうしたらよい?」)

岡山県介護医療連携課☎(21)0304

自立支援医療費受給者証(精神通院)をお持ちの皆さんへ

受給者証の有効期間が令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に満了する人は、有効期間が1年間自動延長されています。

有効期間が令和3年3月1日以降に満了する人は、通常通り更新手続きが必要です。更新手続きが2回目の人は診断書が必要となる場合があります。

なお、更新申請は有効期間満了の3カ月前から可能ですので、福祉課または各地域局で手続きをしてください。

福祉課☎(21)0284

交通事故などで保険証を使用するときは

交通事故、飲食店での食中毒、傷害、他家の飼い犬に噛まれたときなど、自分以外の第三者(加害者)の行為によるけがや病気で医療機関などにかかる際の治療費は第三者が支払うのが原則です。

保険証を使って受診するときは、「第三者行為による傷病届」を健康づくり課へ提出してください。傷病届は、かかった医療費を第三者に請求するために必要です。

求するために必要なものです。

届け出前に第三者から治療費を受け取ったり示談を済ませたりすると給付対象外となるので、まずは健康づくり課へご相談ください。

※届け出は相手のいない事故の場合も必要です。

健康づくり課☎(21)0258

整骨院・接骨院での保険使用はケガのときだけです

整骨院や接骨院にかかる場合、国民健康保険が使える場合と使えない場合があります。

**国民健康保険が使える場合** 外傷性が明らかケガなど原因のある痛み  
打撲/ねんざ/骨折/脱臼(応急手当を除き、医師の同意が必要)

国民健康保険が使えない場合

○慢性的な痛みや疾病/腰痛、関節痛、肩こり ○慰安目的/リラクゼーションやマッサージの代わりとして受けたもの ○病院などで同じケガを治療している場合/湿布薬、塗り薬、飲み薬をもらっている期間など

治療を受けるときの注意点

- ①負傷原因を正確に伝える
- ②療養費支給申請書は内容をよく確認してから署名する

福祉用具

展示・体験コーナー

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館には、身体の状況に合わせた用具の選び方、使い方、購入方法について専門相談員のアドバイスが受けられる「福祉用具展示・体験コーナー」があります。

詳しくは「岡山県福祉相談センター」ウェブサイト内「福祉用具展示・体験コーナー」をご覧ください。

**団体見学申し込み** 電話、ファクス、電子メールでお申し込みください。

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館☎086(221)3038  
ansin-net@kiraneki-plz.com



県ウェブサイト